

## 第7編 長浜市地域総合センター条例

## ○長浜市地域総合センター条例

昭和53年3月27日  
条例第2号

## (設置)

第1条 基本的人権尊重の精神にのっとり、地域住民の社会福祉の増進および教育文化の向上を図るため、長浜市地域総合センター（以下「総合センター」という。）に隣保館および教育集会所を置く。

## (名称および位置)

第2条 隣保館および教育集会所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長浜市立千草文化館	長浜市西上坂町1, 204番地
長浜市教育集会所	長浜市西上坂町1, 164番地

## (事業)

第3条 総合センターは、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 相談事業に関すること。
- (2) 調査および研究に関すること。
- (3) 自主的活動の育成 指導に関すること。
- (4) 教育、文化の向上および啓発に関すること。
- (5) 社会福祉の増進および保健衛生の向上に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

## (使用の許可)

第4条 総合センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物および付属設備を汚損し、または破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とすると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長が適当でないとき。

## (使用料)

第5条 総合センターの使用料は、無料とする。ただし、第3条に規定する事業以外の目

## 第7編 長浜市地域総合センター条例

的に使用する者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、その責めに帰すべき理由により総合センターの施設または付属設備を損傷し、または滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第7条 総合センターに必要な職員を置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、総合センターの管理運営について必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 長浜市立隣保館条例（昭和44年長浜市条例第26号）は、廃止する。
- 3 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（昭和39年長浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号クの次に次のように加える。

ケ 教育集会所

## 第7編 長浜市地域総合センター条例

別表 (第5条関係)

区分		午前9時～午後0時	午後0時～午後5時	午後5時～午後10時
千草 文化 館	会議室	300円	400円	500円
	和室			
教育 集会 所	集会室	300円	400円	500円
	和室			
	教室			
	体育室	300円	500円	500円